

橋本市病院事業管理規程第8号

橋本市病院事業職員の名称に関する規程の一部を改正する規程を、
別紙のとおり定める。

令和7年1月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院事業職員の名称に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院事業職員の名称に関する規程(平成18年橋本市病院事業管理規程第13号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
職名	補職名	職名	補職名
事務職員	副病院事業管理者、事務局長、参事、次長、課長、室長、所長、センター長、事務長、主幹、課長補佐、室長補佐、副所長、副センター長、 <u>副主幹</u> 、係長、主任、主査、副主査、主事	事務職員	副病院事業管理者、事務局長、参事、次長、課長、室長、所長、センター長、事務長、主幹、課長補佐、室長補佐、副所長、副センター長、係長、主任、主査、副主査、主事
技術職員	病院長、病院長代理、副病院長、事務局長、部長、参事、次長、センター長、所長、副部長、医長、師長、薬剤部長、技師長、課長、室長、主幹、副医長、副師長、副技師長、課長補佐、 <u>副主幹</u> 、係長、主任、指導員、医師、薬剤師、技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、管理栄養士、歯科技工士、臨床工学技士、助産師、看護師、准看護師、主査、副主査、主事	技術職員	病院長、病院長代理、副病院長、事務局長、部長、参事、次長、センター長、所長、副部長、医長、師長、薬剤部長、技師長、課長、室長、主幹、副医長、副師長、副技師長、課長補佐、係長、主任、指導員、医師、薬剤師、技師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士、管理栄養士、歯科技工士、臨床工学技士、助産師、看護師、准看護師、主査、副主査、主事

附 則

この規程は、令和7年1月1日から施行する。